1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況(平成24年4月1日現在)

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という)を設置済みの市区町村は、全国1,742の市区町村のうち1,714か所(98.4%)、市区町村が任意で設置する児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という)を設置済みの市区町村は、22か所(1.3%)であった。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村を合計すると、1,736 か所(99.7%)であった。

表Ⅱ-1-(1)

(上段:市区町村数、下段:該当区分での割合)

(平成24年4月1日現在)

				都道府県			+15.15.17		
		市・区 (30万以 上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	指定都 市・児童 相談所設 置市	合計	参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
市区町村数		63	206	521	746	184	22	1, 742	1, 619
(1)地域協議会を設置	数	63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
(1) 地域励磁会と改直	%	100.0%	99.5%	99.6%	97. 3%	97. 3%	100.0%	98.4%	98.0%
(2)虐待防止ネットワークを設置	数	-	1	2	17	2	-	22	24
(2) 雇特防エネットリークを設置	%	-	0. 5%	0. 4%	2. 3%	1.1%	-	1.3%	1.5%
合計		63	206	521	743	181	22	1, 736	1, 611
□ āl	%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	98. 4%	100.0%	99.7%	99. 5%

(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況(平成24年4月1日現在)

地域協議会又はネットワークの設置率が100%の都道府県数は43か所(91.5%)となっていた。

表II-1-(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成24年4月1日現在)

1X II I	(2)	加坦州东	来ことの地域励成去人はホッドラー。 							
	地域:	協議会	ネット	ワーク	全	⋭体				
	数	%	数	%	数	%				
北海道	179	100.0%	-	-	179	100.0%				
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%				
岩手県	33	100.0%	-	-	33	100.0%				
宮城県	35	100.0%	-	-	35	100.0%				
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%				
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%				
福島県	51	86.4%	8	13.6%	59	100.0%				
茨城県	44	100.0%	-	-	44	100.0%				
栃木県	26	100.0%	-	-	26	100.0%				
群馬県	35	100.0%	-	-	35	100.0%				
埼玉県	63	100.0%	-	-	63	100.0%				
千葉県	52	96.3%	2	3. 7%	54	100.0%				
東京都	61	98.4%	1	1.6%	62	100.0%				
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%				
新潟県	29	96. 7%	-	-	29	96.7%				
富山県	14	93.3%	-	-	14	93.3%				
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%				
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%				
山梨県	27	100.0%	-	-	27	100.0%				
長野県	77	100.0%	-	-	77	100.0%				
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%				
静岡県	31	88.6%	4	11.4%	35	100.0%				
愛知県	54	100.0%	-	-	54	100.0%				
三重県	29	100.0%	-	-	29	100.0%				
滋賀県	19	100.0%	-	-	19	100.0%				
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%				
大阪府	43	100.0%	-	-	43	100.0%				
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%				
奈良県	39	100.0%	-	-	39	100.0%				
和歌山県	30	100.0%	-	-	30	100.0%				
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%				
島根県	19	100.0%	-	-	19	100.0%				
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%				
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%				
山口県	19	100.0%	-	-	19	100.0%				
田口宗	Iΰ	100.0%	_	_	ıσ	100.0%				

	地域協	協議会	ネット	ワーク	全体		
	数	%	数 %		数	%	
徳島県	24	100.0%	-	-	24	100.0%	
香川県	15	88. 2%	1	5. 9%	16	94.1%	
愛媛県	20	100.0%	-	-	20	100.0%	
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%	
福岡県	56	93.3%	4	6. 7%	60	100.0%	
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%	
長崎県	21	100.0%	-	-	21	100.0%	
熊本県	45	100.0%	-	-	45	100.0%	
大分県	18	100.0%	-	-	18	100.0%	
宮崎県	26	100.0%	-	-	26	100.0%	
鹿児島県	43	100.0%	-	-	43	100.0%	
沖縄県	36	87. 8%	2	4. 9%	38	92. 7%	
全国	1, 714	98.4%	22	1.3%	1, 736	99. 7%	

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	43 (91.5%)
95%~99%	1 (2.1%)
90%~94%	3 (6.4%)
0%~89%	0 (0.0%)

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造(平成24年4月1日現在)

地域協議会の構造は、3層構造が1,165か所 (68.0%) であった。また2層構造が415か所 (24.2%) であった。

表 II -2-(1) 地域協議会の構造(会議の設置形態)

(平成24年4月1日現在)

表 1 - 2 - (1) 地域協議会の構造(会議の設直形態) (平成24年4月1日現在)												
				都道府県								
		市・区 (30 万以上)	市・区(10 万~30万未 満)	市・区(10 万未満)	町	村	指定都市・ 児童相談所 設置市	合計		参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く		
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1,714		1,587		
3層構造	数	53	180	420	419	73	20	1,165		1,086		
	%	84.1%	87.8%	80.9%	57.7%	40.8%	90.9%	68.0%		68.4%		
2層構造	数	2	10	61	256	86	-	415		467		
€/日 1代足	%	3.2%	4.9%	11.8%	35.3%	48.0%	-	24.2%		29.4%		
その他	数	8	15	38	51	20	2	134		34		
C W IIIS	%	12.7%	7.3%	7.3%	7.0%	11.2%	9.1%	7.8%		2.1%		
合計	数	63	205	519	726	179	22	1,714		1,587		
⊔п	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%		

(2) 協議会の実務者会議の形態について(平成24年4月1日現在)

実務者会議について、単一の会議ではなく、分割又は会議の下に複数の会議を設けている市区 町村は346か所(20.2%)であった。

指定都市・児童相談所設置市については、22 市のうち 17 市 (77.3%) が分割又は複数の会議を設けているなど、人口規模が大きい地方自治体ほど、分割又は複数の会議を設けている割合が高かった。

また、実務者会議を分割又は複数の会議を設けている市区町村 346 か所について、どのような区分に基づき分割又は複数設置しているかを複数回答で聞いたところ、「相談種別ごとに分けて協議」とした市区町村は 154 か所 (44.5%)、「地域別に分けて協議」とした市区町村は 121 か所 (35.0%) などとなっていた。

表Ⅱ-2-(2)① 実務者会議の形態

(上段:市区町村数、下段:該当区分での割合)

平成24年4月1日現在)

秋□ Z (Z/① 天切日云峨の ///2	`		_\(\mathref{\pi}\)		1 从27千7万1日30日			
				都道府県			+15 中 477	
		市・区 (30万以 上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	指定都 市・児童 相談所設 置市	合計
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1,714
実務者会議を分割または	数	31	51	96	125	26	17	346
複数の会議を設けている	%	49.2%	24.9%	18.5%	17.2%	14.5%	77.3%	20.2%
実務者会議を分割または 複数の会議を設けていない	数	32	153	415	568	149	5	1,322
(単一の実務者会議で対応している)	%	50.8%	74.6%	80.0%	78.2%	83.2%	22.7%	77.1%
無回答	数	-	1	8	33	4	-	46
無凹合	%	_	0.5%	1.5%	4.5%	2.2%	_	2.7%
合計	数	63	205	519	726	179	22	1,714
□āT	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-2-(2)② 実務者会議を分割または複数の会議を設けている場合、その区分の仕方

(上段:市区町村数、下段:該当区分での割合)

(平成24年4月1日現在)

					*** ** -= 10			(1 /2/2 1 - 1	
					都道府県			指定都	
			市・区 (30万以 上)	市·区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	市・児童相談所設置市	合計
複数	実務者会議を分割または 数の会議を設けている市区町村数	数	31	51	96	125	26	17	346
			21	13	35	34	3	15	121
	①地域別に分けて協議する	%	67.7%	25.5%	36.5%	27.2%	11.5%	88.2%	35.0%
	②相談種別ごとに分けて協議する	数	5	16	37	76	19	1	154
複 数	(学行政性が)ことに対けて (励報する)	%	16.1%	31.4%	38.5%	60.8%	73.1%	5.9%	44.5%
回答	③ケースの年齢区分で分けて協	数	3	12	13	28	3	-	59
	議する		9.7%	23.5%	13.5%	22.4%	11.5%	_	17.1%
	④ ①~③以外の区分で分けて 協議する		8	18	25	16	1	1	69
			25.8%	35.3%	26.0%	12.8%	3.8%	5.9%	19.9%

(3) 構成する関係機関等(平成24年4月1日)

以下の機関を地域協議会の構成メンバーとしている市区町村が比較的多かった。 (行政機関)

教育委員会 (97.8%)、警察署 (94.7%)、児童相談所 (93.9%)、保健所 (72.8%) (関係機関)

保育所 (90.8%)、小学校 (90.1%)、中学校 (88.0%)、幼稚園 (69.4%) (関係団体)

民生委員児童委員協議会(92.6%)、医師会(60.7%)、社会福祉協議会(55.3%)

表Ⅱ	-2-	(3) 関係機関の参画状況		(上段:市	区町村数、下	段:該当区分	での割合)		(平成24年4月1日)				
					都道府県			+15 - 20					
			市·区 (30万以 上)	市·区 (10万~ 30万未 満)	市·区 (10万未 満)	耳	村	指 市 市 相 設 所 市 市		# †	*	参考 (平成23年4月) ※被災3県除く	
				7 m] /				·	数		数	%	
地域	協議会	設置数(平成24年4月1日)	63	205	519	726	179	22	1,714	100.0%	1	1,587	100.0%
	市区町	村の児童福祉主管課	56	194	435	416	61	18	1,180	68.8%	1	1,122	70.7%
		村の母子保健主管課	52	176	418	354	56	17	1,073	62.6%	1	1,010	63.6%
		村の児童福祉・母子保健統合主管課	13	19	72	354	138	7	603	35.2%		523	33.0%
	***************************************	務所(家庭児童相談室)※都道府県設置も含む	31	126	363	237	63	19	839	48.9%		621	39.1%
	~~~~~~	務所(家庭児童相談室を除く)※都道府県設置も含む	53	133	215	198	48	17	664	38.7%		472	29.7%
行	保健セ		40	128	256	294	45	16	779	45.4%		757	47.7%
政		·村の教育委員会	63	203	513	702	173	22	1,676	97.8%		1,550	97.7%
機関		※都道府県設置も含む	54	186	439	457	98	13	1,247	72.8%	_		
送	***************	談所※都道府県設置も含む	62	204	508	655	158	22	1,609	93.9%	_		
	~~~~~	村の障害福祉主管課	40	149	268	387	97	11	952	55.5%	<u> </u>	805	50.7%
	警察署		62	200	509	681	150	21	1,623	94.7%		1,528	96.3%
	法務局		48	133	291	215	27	19	733	42.8%		720	45.4%
	家庭裁		6	22	19	10	1	11	69	4.0%		51	3.2%
	その他		47	119	241	249	51	19	726	42.4%	_		-
	病院・討		29	100	227	350	110	15	831	48.5%		757	47.7%
		小児科	28	80	175	169	25	15	492	28.7%	_		-
	診療科	<u>産科</u>	18	48	66	32	2	8	174	10.2%	_		
医	(内数)	精神科	17	46	68	35	5	7	178	10.4%	_		-
療		歯科	17	56	69	91	24	5	262	15.3%	_		-
機		その他診療科	17	45	107	248	102	4	523	30.5%	_		_
関	~~~~~	(地域子育て支援センターを含む)	55	187	476	665	153	21	1,557	90.8%		1,430	90.1%
教	幼稚園		57	186	434	439	53	21	1,190	69.4%		1,104	69.6%
育	小学校		54	182	460	662	166	21	1,545	90.1%		1,424	89.7%
機	中学校		54	178	449	646	163	18	1,508	88.0%	1	1,413	89.0%
関	~~~~~	接学校	19	60	129	92	12	8	320	18.7%		266	16.8%
	児童館		24	58	113	126	22	12	355	20.7%		279	17.6%
福祉	乳児院		14	20	27	12	2	14	89	5.2%		75	4.7%
施	児童養		36	80	113	62	3	19	313	18.3%		296	18.7%
設		害児短期治療施設	3	2	12	6	1	2	26	1.5%		24	1.5%
等		立支援施設	1	7	8	8	3	2	29	1.7%		27	1.7%
		庭支援センター	11	35	65	46	9	7	173	10.1%		149	9.4%
	障害児		7	20	41	34	3	6	111	6.5%	<u> </u>	123	7.8%
		暴力相談支援センター	18	31	59	17	3	6	134	7.8%	-	111	7.0%
-	その他	· :(産科医会·小児科医会以外)	19 61	37 192	88 439	102 301	16 27	13 21	275 1.041	16.0% 60.7%		241 998	15.2% 62.9%
	産科医		12	192	17	301		1	1,041	2.9%	_	9 90	- 02.9%
	小児科		8	18	25	14	1	5	71	4.1%	-		-
関	歯科医師会		38	113	150	75	4	17	397	23.2%		379	23.9%
係	看護協		4	3	6	_	1	2	16	0.9%		18	1.1%
団	弁護士		22	35	30	7	2	18	114	6.7%	<u> </u>	130	8.2%
体等		祉協議会 童委員協議会	38 62	127 200	281 500	399 649	93 154	10 22	948 1,587	55.3% 92.6%	<u> </u>	897 1,412	56.5% 89.0%
47	NPO団		20	41	68	48	154	15	201	11.7%		181	11.4%
	里親会		6	8	18	12	-	8	<u>201</u> 52	3.0%		41	2.6%
	その他		40	111	235	229	34	17	666	38.9%		541	34.1%

⁽注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に 設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定(平成24年4月1日現在)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が963か所(56.2%) で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が435か所(25.4%)、福祉事務所(家庭児 童相談室)が150か所(8.8%)であった。

表 🛘 - 3 - (1) 要保護児童対策調整機関の指定 (上段:市区町村数、下段:該当区分での割合)(平成24年4月1日)

表 II 一 3 一 (1) 要保護児童対策	权 训	全機関の指	正	(工权.川区町1	"] 奴、下权. 該当	区ガ (の割占)	(十成244	4月1日)	
				都道府県			指定都		
		市・区 (30万以 上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	市·児童 相談所設 置市	合計	参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
 	数	40	159	340	361	50	13	963	899
九主旧位工日於	%	63.5%	77. 6%	65. 5%	49. 7%	27. 9%	59.1%	56. 2%	56. 6%
母子保健主管課	数	-	1	2	23	4	-	30	27
P I WELLEN	%	-	0. 5%	0. 4%	3. 2%	2. 2%	-	1.8%	1.7%
 	数	9	7	38	274	102	5	435	378
九主福位 序 7 杯 起视 自 工 名 杯	%	14. 3%	3. 4%	7. 3%	37. 7%	57. 0%	22. 7%	25. 4%	23. 8%
福祉事務所	数	11	31	100	6	2	-	150	141
(家庭児童相談室)	%	17. 5%	15. 1%	19. 3%	0.8%	1.1%	-	8.8%	8.9%
福祉事務所	数	-	-	15	2	1	-	18	29
(家庭児童相談室を除く)	%	-	ı	2. 9%	0. 3%	0. 6%	-	1.1%	1.8%
保健センター	数	-	-	1	7	1	-	9	12
N. K. C. J. J.	%	-	-	0. 2%	1.0%	0. 6%	-	0. 5%	0.8%
教育委員会	数	-	3	18	33	8	-	62	52
1/17 X X X	%	-	1. 5%	3. 5%	4. 5%	4. 5%	-	3.6%	3.3%
 市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	1
THE EAST PROCESS	%	-	-	_	_	0. 6%	-	0. 1%	0.1%
 	数	-	-	-	2	2	3	7	8
751118	%	-	-	-	0. 3%	1.1%	13.6%	0. 4%	0. 5%
 障害福祉主管課	数	-	1	1	10	3	-	15	12
	%	_	0. 5%	0. 2%	1. 4%	1. 7%	-	0. 9%	0. 8%
その他	数	3	3	4	8	5	1	24	28
	%	4. 8%	1. 5%	0. 8%	1. 1%	2. 8%	4. 5%	1.4%	1.8%
合計	数	63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 調整機関の担当職員(平成24年4月1日現在)

調整機関の担当職員は、全国で6,077名の配置であった。

一定の専門資格を有する者(①~⑧)は 3,460 名(56.9%)であった。そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」が 1,156 名(19.0%)であった。

表Ⅱ−3−(2) 要保護児童対策調整機関の担当職員

(上段:市区町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年4月1日現在)

表Ⅱ一3一(2) 要保護児里对東調整物	文 大 ・	/担ヨ 戦貝		(上段:市区町村致、下段:該当区分での割割			(平成24年4月1日現在)			
		市・区 (30万以 上)	市·区 (10万~ 30万未 満)	都道府県 市・区 (10万未 満)	町	村	指定都 市・児童 相談所設 置市	合計		参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1, 714		1, 587
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者)	数	132	220	259	99	10	24	744		701
(②、③又は④に該当する者を除く。)	%	25. 2%	20.9%	14. 4%	5. 1%	2.6%	6. 2%	12. 2%		13.8%
②医師	数	-	1	3	3	2	-	9		4
© E M	%	-	0.1%	0. 2%	0. 2%	0.5%	-	0.1%		0. 1%
③社会福祉士	数	71	112	81	58	10	12	344		276
	%	13. 5%	10.6%	4. 5%	3.0%	2. 6%	3. 1%	5.7%		5. 4%
④精神保健福祉士	数	7	23	13	12	-	4	59		49
受相评体医阻止工	%	1. 3%	2. 2%	0. 7%	0.6%	-	1.0%	1.0%		1.0%
小計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】	数	210	356	356	172	22	40	1, 156		1, 030
(①~④の計)	%	40. 1%	33.8%	19.8%	8.9%	5. 7%	10.4%	19.0%		20. 3%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当す	数	38	103	143	400	114	81	879		648
る者を除く。) 	%	7. 3%	9.8%	7. 9%	20.8%	29.4%	21.0%	14.5%		12.8%
 ⑥教員免許を有する者(①に該当する者	数	54	111	292	80	17	21	575		471
を除く。) 	%	10. 3%	10.6%	16. 2%	4. 2%	4.4%	5. 4%	9.5%		9.3%
⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	数	46	107	173	119	18	50	513		418
OWHI (OCMI) OFEM (8)	%	8. 8%	10. 2%	9.6%	6. 2%	4. 6%	13. 0%	8.4%		8. 2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	38	103	125	37	4	30	337		268
(の)ののでは、日本は、日本に日本	%	7. 3%	9.8%	6. 9%	1.9%	1.0%	7. 8%	5.5%		5.3%
小計 【一定の専門資格を有する者】	数	386	780	1, 089	808	175	222	3, 460		2, 835
(①~⑧の計)	%	73. 7%	74. 1%	60.4%	42.0%	45. 1%	57. 5%	56.9%		55. 9%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職	数	88	203	582	1, 064	197	162	2, 296		2, 012
○○○○○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	%	16. 8%	19.3%	32.3%	55.3%	50. 8%	42. 0%	37.8%		39.6%
⑪その他	数	50	69	131	53	16	2	321		228
	%	9. 5%	6.6%	7. 3%	2.8%	4. 1%	0. 5%	5.3%		4. 5%
合計	数	524	1, 052	1, 802	1, 925	388	386	6,077		5, 075
ЦH	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%

^{※「}児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(3) 都道府県別の調整機関担当職員(平成24年4月1日現在)

都道府県別の調整機関の担当職員について、児童福祉司と同様の資格を有する者を設置している市区町村数は、東京都が53か所(86.9%)と最も多く、次いで大阪府が37か所(86.0%)であった。

一定の専門資格を有する者を設置している市区町村数は、東京都が 59 か所 (96.7%)、次いで 大阪府が 41 か所 (95.3%) であった。

表Ⅱ-3-(3)要保護児童対策地域協議会の担当職員

(平成24年4月1日現在)

10			地域協議会設置	児童福祉 様の	上司と同	一定の専	
			市区町村数	設置市区 町村数	配置率	設置市区 町村数	配置率
北	海	道	179	21	11. 7%	96	53.6%
青	森	県	40	4	10.0%	19	47. 5%
岩	手	県	33	4	12.1%	19	57. 6%
宮	城	県	35	5	14. 3%	27	77. 1%
秋	田	県	25	2	8. 0%	13	52.0%
彐	形	県	35	3	8. 6%	22	62. 9%
福	島	県	51	5	9. 8%	32	62. 7%
茨	城	県	44	9	20.5%	35	79. 5%
栃	木	県	26	14	53.8%	23	88. 5%
群	馬	県	35	1	2. 9%	22	62. 9%
埼	玉	県	63	29	46.0%	44	69.8%
千	葉	県	52	22	42.3%	36	69. 2%
東	京	都	61	53	86.9%	59	96. 7%
神	奈川	県	33	18	54.5%	28	84. 8%
新	澙	県	29	14	48.3%	23	79. 3%
富	山	県	14	6	42.9%	11	78. 6%
石	Ш	県	19	9	47. 4%	17	89. 5%
福	井	県	17	6	35.3%	14	82. 4%
山	梨	県	27	4	14. 8%	16	59. 3%
長	野	県	77	11	14. 3%	48	62. 3%
岐	阜	県	42	14	33.3%	29	69.0%
静	岡	県	31	14	45. 2%	29	93. 5%
愛	知	県	54	20	37.0%	44	81.5%
三重県		29	19	65.5%	22	75. 9%	

	(平成24年4月1日現在)											
			地域協議会設置	児童福祉 様の		一定の専	厚門資格					
			市区町村数	設置市区 町村数	配置率	設置市区 町村数	配置率					
滋	賀	県	19	15	78. 9%	17	89.5%					
京	都	府	26	9	34.6%	14	53.8%					
大	阪	府	43	37	86.0%	41	95.3%					
丩	庫	県	41	21	51.2%	31	75. 6%					
捺	良	県	39	7	17. 9%	29	74.4%					
和哥	歌 山	県	30	6	20.0%	14	46. 7%					
嶋	取	県	19	9	47. 4%	13	68.4%					
鸇	根	県	19	9	47. 4%	18	94. 7%					
畄	山	県	27	12	44. 4%	23	85. 2%					
広	島	県	23	16	69.6%	21	91.3%					
臣		県	19	11	57. 9%	17	89.5%					
徳	島	県	24	3	12.5%	14	58.3%					
香	Ш	県	15	5	33.3%	12	80.0%					
愛	媛	県	20	2	10.0%	14	70.0%					
高	知	県	34	15	44.1%	26	76.5%					
福	岡	県	56	20	35. 7%	37	66.1%					
佐	賀	県	20	3	15.0%	11	55.0%					
長	崎	県	21	12	57. 1%	13	61.9%					
熊	本	県	45	2	4. 4%	17	37.8%					
大	分	県	18	3	16. 7%	13	72. 2%					
宮	崎	県	26	5	19. 2%	12	46. 2%					
鹿!	見島	県	43	5	11. 6%	24	55.8%					
沖	縄	県	36	13	36. 1%	27	75.0%					
全	国	計	1, 714	547	31.9%	1, 186	69. 2%					

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

平成23年度 *被災3県除く 1,619 489 30.2% 1,049 64.8%

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(4) 調整機関担当職員の詳細(平成24年4月1日現在)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が 4,506 名(74.1%)であり、正規職員以外が 1,571 名(25.9%)であった。

また、専任・兼任の状況は、専任が 2,700 名 (44.4%) であり、他の業務と兼任が 3,377 名 (55.6%) であった。

表 🛘 - 3 - (4) 要保護児童対策調整機関の担当職員詳細

(平成24年4月1日現在)

祖 5 (4) 安	(休豉儿里对水闸	ᄩᅟᄷ		₹ µ ⊤ η μ			`	一灰24千 4 万	1 1 % 11 /		
					都道府県			指定都市・			参考
			市・区 (30 万以上)	市・区(10 万~30万未 満)	市・区 (10 万未満)	町	村	児童相談所設置市	合計		参与 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
地域協議会 (平成23年4			63	205	519	726	179	22	1, 714		1, 587
担当職員	1. ₩ h	数	524	1, 052	1, 802	1, 925	388	386	6, 077		5, 075
担当粮赁	1 50	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
	正規職員	数	331	644	1, 095	1, 738	351	347	4, 506	06	3, 839
正規職員・	工	%	63. 2%	61.2%	60. 8%	90.3%	90.5%	89.9%	74.1%		75. 6%
正規職員以外の状況	正規職員以外	数	193	408	707	187	37	39	1, 571		1, 236
	正况喊員以外	%	36.8%	38.8%	39. 2%	9. 7%	9.5%	10.1%	25.9%		24. 4%
	専任	数	416	750	921	400	69	144	2, 700		2, 023
専任・兼任の状況	寺正	%	79. 4%	71.3%	51. 1%	20. 8%	17. 8%	37. 3%	44. 4%		39.9%
(中に、水位の(人)の	兼任	数	108	302	881	1, 525	319	242	3, 377		3, 052
	水江	%	20. 6%	28. 7%	48. 9%	79. 2%	82. 2%	62. 7%	55.6%		60. 1%

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容(平成23年度の実績)

平成23年度中の各会議の開催実績数は、

- · 代表者会議 1,615 回 (平均 0.98 回)
- · 実務者会議 8,101 回 (平均 5.35 回)
- ・ 個別ケース検討会議が 35,365 回 (平均 21.38 回)

であった。

表Ⅱ-4-(1) 各会議の開催状況

(平成23年度実績)

					都道府県			指定都		
			市・区 (30万以 上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	市·児童 相談所設 置市	合計	参考 (平成22年度実績) ※被災3県除く
代	平成 2 3 年度設置数 (a)		62	205	511	680	163	22	1, 643	1, 165
表者会議	開催実績数 (b)	回	92	258	560	494	92	119	1, 615	1, 525
議	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1. 48	1. 26	1. 10	0. 73	0. 56	5. 41	0. 98	1. 31
実	平成23年度設置数 (d)		63	198	481	599	151	21	1, 513	1, 056
実務者会議	開催実績数 (e)	回	680	1, 758	2, 839	1, 560	249	1, 015	8, 101	7, 088
議	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	10. 79	8. 88	5. 90	2. 60	1. 65	48. 33	5. 35	6. 71
個別ケ	平成23年度個別ケース 検討会議設置数 (g)		63	205	515	691	158	22	1, 654	1, 344
トスト	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4, 649	9, 995	10, 553	5, 055	606	4, 507	35, 365	32, 640
検討会議	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	73. 79	48. 76	20. 49	7. 32	3. 84	204. 86	21. 38	24. 29

(2) 各会議の開催実績が0回だった自治体の理由(平成23年度実績)

代表者会議の開催実績が0回だった自治体は383か所であり、その理由として「調整機関の事情による(業務多忙など)」が149か所(38.9%)、次いで「開催のための調整が困難であった」が140か所(36.6%)であった。

実務者会議の開催実績が0回だった自治体は285か所であり、その理由として「対象となるケースがなかった」が150か所(52.6%)、次いで「調整機関の事情による(業務多忙など)」が55か所(19.3%)であった。

個別ケース検討会議の開催実績が0回だった自治体は180か所であり、その理由として「対象となるケースがなかった」が150か所(83.3%)、次いで「調整機関の事情による(業務多忙など)」が7か所(3.9%)であった。

表Ⅱ-4-(2) 各会議の開催実績が0回だった理由

(平成23年度実績)

10.		4 (2) 石玄磁の開催天順がひ回り				都道府県			一次23	
				市・区 (30万以 上)	市·区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村	指定都 市・児童 相談所設 置市	合計
		開催実績が0回だった市町村数		1	4	53	234	91	0	383
		調整機関の事情による	数	0	2	24	93	30	0	149
代		(業務多忙など)	%	0.0%	50. 0%	45. 3%	39. 7%	33. 0%	0. 0%	38.9%
表	主	開催のための調整が困難であった	数	0	2	19	85	34	0	140
者	な	新催りための調査が困難で <i>の</i> うた	%	0.0%	50.0%	35. 8%	36. 3%	37. 4%	0.0%	36.6%
会議	理	会議開催・運営のノウハウがない	数	0	0	1	11	7	0	19
譲	由	会議開催・建善のグラバラがない	%	0.0%	0.0%	1.9%	4. 7%	7. 7%	0.0%	5.0%
		その他	数	1	0	9	45	20	0	75
		での他	%	100.0%	0.0%	17. 0%	19. 2%	22. 0%	0.0%	19.6%
		開催実績が0回だった市町村数		1	5	39	165	75	0	285
		対象となるケースがなかった		0	1	12	83	54	0	150
				0.0%	20.0%	30.8%	50.3%	72.0%	0.0%	52.6%
実		調整機関の事情による		0	3	12	33	7	0	55
務	主	(業務多忙など)	%	0.0%	60.0%	30. 8%	20.0%	9. 3%	0.0%	19.3%
者	な	開催のための調整が困難であった	数	0	0	8	16	4	0	28
会	理		%	0.0%	0. 0%	20. 5%	9. 7%	5. 3%	0.0%	9.8%
議	由	会議開催・運営のノウハウがない	数	0	0	2	11	2	0	15
		去磁用性 建古のアクバクがない	%	0.0%	0.0%	5. 1%	6. 7%	2. 7%	0.0%	5.3%
		その他	数	1	1	5	22	8	0	37
		との他	%	100.0%	20.0%	12. 8%	13.3%	10. 7%	0.0%	13.0%
		開催実績が0回だった市町村数		0	1	13	105	60	1	180
/m		対象となるケースがなかった	数	0	1	12	87	50	0	150
個別		MACAO, WARANA	%	0.0%	100.0%	92.3%	82. 9%	83. 3%	0.0%	83.3%
かケ		調整機関の事情による	数	0	0	0	5	2	0	7
ĺ	主	(業務多忙など)	%	0.0%	0. 0%	0.0%	4. 8%	3. 3%	0.0%	3.9%
ス	な	開催のための調整が困難であった	数	0	0	0	2	0	0	2
検討	理	pii i i i i i i i i i i i i i i i i i i	%	0.0%	0. 0%	0.0%	1. 9%	0. 0%	0.0%	1.1%
討会	由	会議開催・運営のノウハウがない	数	0	0	0	0	2	0	2
議		五成河底 建白ツ、ノバノがない	%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0.0%	3. 3%	0. 0%	1.1%
		その他	数	0	0	1	11	6	1	19
		C 07 世	%	0.0%	0. 0%	7. 7%	10. 5%	10.0%	100.0%	10.6%

(3) ケースの登録数(平成24年6月末日現在)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で141,058件であり、そのうち、

- ・ 要保護児童ケース登録数 102,237 件 (72.5%)
- ・ 要支援ケース登録数 37,283 件(26.4%)
- ・ 特定妊婦ケースの登録数 1,538件(1.1%)

であった。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が 74,657 件(52.9%) であった。

表Ⅱ-4-(3) ケースの登録数

(平成24年6月末日時点)

					都道府県					4 +
			市・区 (30 万以上)	市・区(10 万~30万未 満)	市・区(10 万未満)	町	村	指定都市 · 児童相談所 設置市	合計	参考 (平成23年 6月末日現在) ※被災三県を除く
	地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
要保護児童ケース		16, 606	29, 059	27, 429	8, 581	545	20, 017	102, 237	90, 783	
女 /4	にほん里り、人	%	72. 7%	73.0%	68.6%	69.8%	56. 5%	79. 4%	72. 5%	74. 7%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	263. 6	141.8	52. 8	11.8	3. 0	909. 9	59. 6	57. 2
	うち児童虐待	数	12, 968	20, 207	17, 222	6, 103	315	17, 842	74, 657	62, 954
	プラ汽里信付	%	56.8%	50. 8%	43. 1%	49. 7%	32. 6%	70. 8%	52. 9%	51. 8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	205. 8	98. 6	33. 2	8. 4	1.8	811.0	43. 6	39. 7
	うち非行	数	134	536	644	217	27	172	1, 730	1, 486
	J 5 3F1J	%	0. 6%	1.3%	1.6%	1.8%	2. 8%	0. 7%	1.2%	1. 2%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	2. 1	2. 6	1. 2	0. 3	0. 2	7. 8	1.0	0. 9
	うち不登校・いじめ	数	161	963	1, 663	546	59	315	3, 707	3, 430
		%	0. 7%	2. 4%	4. 2%	4.4%	6. 1%	1. 2%	2.6%	2. 8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	2. 6	4. 7	3. 2	0.8	0. 3	14. 3	2. 2	2. 2
	その他	数	3, 343	7, 353	7, 900	1, 715	144	1, 688	22, 143	22, 913
	て 07 ill	%	14. 6%	18. 5%	19.8%	14. 0%	14. 9%	6. 7%	15. 7%	18.9%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	53. 1	35. 9	15. 2	2. 4	0.8	76. 7	12. 9	14. 4
≖≠	接ケース	数	6, 036	10, 287	12, 068	3, 549	409	4, 934	37, 283	29, 800
女义	1版ゲーへ	%	26. 4%	25. 8%	30. 2%	28. 9%	42. 4%	19. 6%	26. 4%	24. 5%
\coprod	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	95. 8	50. 2	23. 3	4. 9	2. 3	224. 3	21.8	18. 8
结束	2妊婦ケース	数	202	452	461	157	11	255	1, 538	947
1寸 人	. 34 7 m 7 一 ヘ	%	0. 9%	1. 1%	1. 2%	1.3%	1. 1%	1.0%	1.1%	0.8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	3. 2	2. 2	0.9	0. 2	0. 1	11.6	0. 9	0. 6
	合計	数	22, 844	39, 798	39, 958	12, 287	965	25, 206	141, 058	121, 530
	ΠĀI	%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100.0%	100. 0%

(4) ケースの進行管理台帳の作成(平成24年3月末日現在)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,309か所(76.4%)で作成されていた。

表Ⅱ-4-(4) ケース進行管理台帳の作成状況

(平成24年3月末日現在)

				都道府県					
		市・区 (30 万以上)	市・区(10 万~30万未 満)	市・区(10 万未満)	町	村	指定都市・ 児童相談所 設置市	合計	参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
作成している	数	63	195	463	489	77	22	1, 309	1, 201
TFIX C C U.S	%	100.0%	95. 1%	89. 2%	67. 4%	43. 0%	100.0%	76. 4%	75. 7%
作成していない	数	0	10	56	237	102	0	405	386
TFIX C C UVA U	%	0. 0%	4. 9%	10. 8%	32. 6%	57. 0%	0. 0%	23. 6%	24. 3%
A=1	数	63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
合計	%	100.0%	100.0%	100. 0%	100.0%	100. 0%	100. 0%	100.0%	100.0%

(5) ケースの見直しの頻度(平成24年3月末日現在)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、

- ・ 3か月以内に1回 388か所(22.6%)
- ・ 4~6か月に1回 221か所 (12.9%)
- ・ 6か月以上に1回 67か所 (3.9%)

であった。また、「必要に応じて随時」が593か所(34.6%)であった。

表Ⅱ-4-(5) ケース見直しの頻度

(平成24年3月末日現在)

			都道府県					指定都		
			市·区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村	市・児童 相談所設 置市	合計	参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
	地域協議会設置数 (平成24年4月1日)		63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
ケ	ース進行管理台帳を作成して	数	63	195	463	489	77	22	1, 309	1, 201
	いる協議会数	%	100.0%	95. 1%	89. 2%	67. 4%	43. 0%	100. 0%	76. 4%	75. 7%
	①3か月以内に1回	数	31	103	151	78	12	13	388	332
	USWARKIC TE	%	49. 2%	50. 2%	29. 1%	10. 7%	6. 7%	59. 1%	22. 6%	20. 9%
	②4~6か月以内に1回	数	11	27	89	80	9	5	221	194
		%	17. 5%	13. 2%	17. 1%	11. 0%	5. 0%	22. 7%	12. 9%	12. 2%
	③6か月以上で1回	数	3	6	27	26	4	1	67	59
		%	4. 8%	2. 9%	5. 2%	3. 6%	2. 2%	4. 5%	3. 9%	3. 7%
	④必要に応じて随時	数	14	51	186	289	51	2	593	587
	少必安に心して随时	%	22. 2%	24. 9%	35. 8%	39. 8%	28. 5%	9. 1%	34. 6%	37. 0%
	⑤その他	数	4	8	10	16	1	1	40	29
	⑤ その 他	%	6. 3%	3. 9%	1. 9%	2. 2%	0. 6%	4. 5%	2. 3%	1. 8%
ケ	一ス進行管理台帳を作成して	数	0	10	56	237	102	0	405	386
	いない市町村数	%	0. 0%	4. 9%	10. 8%	32. 6%	57. 0%	0. 0%	23. 6%	24. 3%
	合計	数	63	205	519	726	179	22	1, 714	1, 587
	ΠĀI	%	100.0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100.0%	100.0%

(6) 実務者会議のうち、ケースの進行管理を行う会議を構成するメンバー (平成 24 年 3 月末日現在)

以下の機関をケースの進行管理を行う会議の構成メンバーとしている市区町村が比較的多かった。

教育委員会 (77.2%)、児童相談所 (76.8%)、児童福祉主管課 (61.2%)、母子保健主管課 (51.1%)

表Ⅱ-4-(6) ケースの進行管理を行う会議のメンバー

(平成24年3月末日現在)

			都道府県					
	市·区(30 万以上)	市·区(10 万~30万 未満)	市·区(10 万未満)	町	村	指定都 市・児童 相談所設 置市	合	Ħ
							数	%
地域協議会設置数(平成24年4月1日)	63	205	519	726	179	22	1,714	100.0%
市区町村の児童福祉主管課	50	174	395	363	55	12	1,049	61.2%
市区町村の母子保健主管課	43	140	352	286	49	6	876	51.1%
市区町村の児童福祉・母子保健統合主管課	8	13	53	285	119	7	485	28.3%
福祉事務所(家庭児童相談室)※都道府県設置も含む	27	101	307	164	32	16	647	37.7%
福祉事務所(家庭児童相談室を除く)※都道府県設置も含む	32	70	124	105	23	13	367	21.4%
保健センター	35	104	195	219	32	12	597	34.8%
市区町村の教育委員会	53	169	427	527	133	14	1,323	77.2%
保健所※都道府県設置も含む	39	113	242	242	50	9	695	40.5%
児童相談所※都道府県設置も含む	62	176	437	514	105	22	1,316	76.8%
市区町村の障害福祉主管課	19	83	166	234	57	4	563	32.8%
警察署	26	91	236	297	68	10	728	42.5%
保育所(地域子育て支援センターを含む)	19	81	203	370	102	6	781	45.6%
幼稚園	8	48	135	224	33	3	451	26.3%
小学校	8	55	153	351	113	3	683	39.8%
中学校	8	51	144	341	111	4	659	38.4%
医師会(産科医会・小児科医会以外)	4	30	74	67	10	2	187	10.9%
産科医会	3	2	5	3	-	1	14	0.8%
小児科医会	3	3	7	3	1	-	17	1.0%
歯科医師会	2	13	23	9	1	1	49	2.9%
民生児童委員協議会	14	70	197	336	83	7	707	41.2%
その他	26	75	163	130	16	10	420	24.5%